

18.11

一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に
変更された場合の取扱い

複数の意匠を包含する一特許出願又は一実用新案登録出願は、これを二以上の意匠登録出願に変更することができる。この場合、それらの意匠登録出願の各々について出願日の遡及の認否を判断する。

(説明)

出願の変更は、もとの出願と新たな出願とは内容的に同一性を有していることが必要であるが、保護対象の客体が異なることから一の発明又は一の考案に関連して複数の意匠の対象となる客体が特許出願又は実用新案登録出願に存在していることがある。

このような複数の意匠を包含するもとの出願の変更については、意匠法において対象となる客体のすべてが保護されるものであり、その客体たる意匠が複数存在している場合、分割の手續を経過するまでもなく可能であると解するか、変更すると同時に分割が行われた(分割の手續を省略した)と解するかに相違があるとしても、結果的には二以上の意匠登録出願とすることができる。